

小出力（１００kW以下）発電設備用のボイラー・タービン主任技術者 選任要件の新設について

平成 25 年 8 月
商 務 流 通 保 安 G
電 力 安 全 課

1. 背景

東日本大震災による電力不足の影響を受け再生可能エネルギーの導入への機運が高まっている中、小規模出力の地熱発電への取り組みが進んできており、温泉法（昭和二十三年七月十日法律第百二十五号）の対象となる温水及び水蒸気を利用した発電（以下、「温泉発電」という。）についても取り組みが進んでいる。

現在、温泉発電を行う者は、電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第百七十号）（以下、「法」という。）において、ボイラー・タービン主任技術者の選任が義務づけられている。温泉発電を行おうとする者が初めて発電設備を導入するにあたっては、ボイラー・タービン主任技術者を実質的に外部から雇うこととなるため、この追加のコストなどが温泉発電の普及拡大の上で障壁となっていることから規制緩和の要望があった。

このため、現行のボイラー・タービン主任技術者の選任にあたっての要件の見直しに関する検討を行い、本年 8 月 8 日に開催された第 3 回産業構造審議会産業保安分科会電力安全小委員会において審議した結果、ボイラー・タービン主任技術者の選任要件を定める「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107 商局第 2 号）」（以下、「主任技術者制度内規」という。）について必要な改正を行う。

2. ボイラー・タービン主任技術者の選任制度の概要

法第 43 条第 1 項は、事業用電気工作物の設置者に対し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任し届出することを義務づけている。

ただし、法第 43 条第 2 項において、自家用電気工作物の設置者は、主任技術者免状の交付を受けていない者から、経済産業大臣の許可を受けて、選任することができると定めしており、火力設備ではボイラー・タービン主任技術者の選任要件を設備の規模別に主任技術者制度内規で定めている。

また、主任技術者制度内規における小出力（発電所の出力の合計が 200 キロワット未満）のボイラー・タービン主任技術者を選任する要件に、「高校普通科卒業者」等であって、「火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して 1 年以上従事した者」を課している。

3. 見直しの概要

現状において、「1 年以上の実務経験者の配置」となっているボイラー・タービン主任技術者の選任の要件について審議を行った結果、以下の①②を要件とすることによっ

て、安全確保と本件にかかる規制緩和要望を両立できるとの結論を得た。

- ① 比較的危険性の低い 100kW 以下の温泉発電を対象とする。
- ② ボイラーの取り扱いに関する技能講習（労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）で規定された 2 日間のボイラー取扱者技能講習）を修了し、1 日間の電気工作物取扱に関する講習又は電気工作物取扱に関する試験に合格した者（経済産業省で実施）

このため、現行において最も小出力な設備の区分（200キロワット未満）の下に、温泉法の対象となる温水及び水蒸気の供給を受け原動力とするものに限り、更に小規模（100キロワット以下）の区分を新設し、学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）による高等学校若しくはこれらと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第8条に規定する認定試験合格者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）第8条第1項による大学入学資格検定に合格した者を含む。）であって、ボイラーの取り扱いに関する技能講習（労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）で規定された 2 日間のボイラー取扱者技能講習）を修了し、1 日間の電気工作物取扱に関する講習又は電気工作物取扱に関する試験に合格した者（経済産業省で実施）をボイラー・タービン主任技術者に選任可能とする。

4. 今後のスケジュール（予定）

平成25年9月末 公布・施行